

お客様各位

有限会社 協同回収  
取締役 柴田加子

## 有害使用済機器に関する受入方針について

### 検収とダスト引き

#### ・検収

弊社工場にて荷降ろし前、荷降ろし後に目視検収し、法令上受入できない品及び弊社方針により受入れできない品が混入している場合は、その場で全量お持ち帰りして頂きますので、積込の際には十分ご注意ください。

#### ・ダスト引き

毎回の目視検収とし、ダスト引き 3 %以上 フレコンは1枚につき3 kg 引き

### 法令上受入れできない品

- ・家電四品目並びに解体したと推測される品 (家庭用エアコン・家庭用冷蔵庫、冷凍機・家庭用洗濯機、乾燥機・液晶、ブラウン管テレビ)
- ・水銀含有物 (蛍光灯・水銀灯・体温計など)
- ・PCB含有品 (トランス・コンデンサ・安定器など)

### 弊社方針により受入できない品 (小型家電28品目の内)

- ・形のない家電製品
- ・燃料残があるもの及び油入り家電製品 (オイルヒーターのオイル、暖房器具などの燃料残有り)
- ・バッテリー及び電池付き(入り)製品
- ・緩衝材・断熱材付き(入り)の製品 (業務用オープンなど)
- ・業務用冷蔵庫及び冷凍庫 (ショーケース、車用保冷庫など)
- ・土の上に保管してある土砂付家電製品
- ・家庭用・業務用複写機
- ・家庭用・業務用掃除機のヘッド部分や吸引ホース及び集塵パック層
- ・木が付着している家電製品 (木製スピーカーやこたつ、木製オーディオ、木製音楽機器など)
- ・布が付着している家電製品 (電気式毛布、電気カーペット、電気アンカ、マッサージチェアなど)
- ・密閉物 (ガスタンク、スプレー缶、ボンベ類など)
- ・使用済み医療機器
- ・放射線放出機器
- ・ガラス付家電製品 (ブラウン管モニターなど)
- ・家電製品のプラスチックのみ・その他のプラスチック類・紙類・ごみ類・ガラス屑・金属固形物・土砂
- ・家電製品を分解した後の残渣と思われる物 (モーター、銅コイル無しなど)